



## 福岡市のすべての子どもの発達保障を求める請願書

福岡市議会議長 殿

### 〈請願主旨〉

今や大きな社会問題化している待機児童問題は、福岡市においても深刻です。

待機児童対策の基本は認可保育園を新設ですが、福岡市においては、認可保育所の新設は社会福祉法人の責任で土地を購入・確保して行うという方針のため、保育所入所希望者全員が入所できるまで認可保育所は増えていません。そのため、福岡市は、①既存の認可保育所に対して定員を超えた受け入れをすすめ、②既存認可保育園の定員増、③0・1・2歳児保育は、最低基準(施設条件、保育士資格等)を緩和した小規模保育事業を積極的に活用しています。

小規模保育所は、幼稚園を連携施設としている園が多くありますが、子どもが3歳になったら幼稚園での預かり保育もその担い手となることが見込まれます。

2016年度からは、国の待機児解消策として、市が関与しない「企業主導型保育事業」も導入されており、福岡市にも設置されています。

“待機児童”をなくすという「数」のみが追求され、そこで子どもがどのように大事に育てられるかという「保育の質」がなおざりにされています。

保護者は、働きながらもより良い環境の中で子どもを育てることを願っており、「認可保育所(市が運営責任を持つ・児童福祉法24条1項)」入所を望んでいます。

ゆえに、福岡市が「待機児童」として認めない“未入所児童”は 1000 人を大きく超える(10月には2000人以上)ことが例年常態化しています。

子どもの育ちの環境として「最低の基準を基本に子どもを育てる」ことは、福岡市の責任です。福岡市の責任で、社会福祉法人が負担なく認可保育所が新設できるようにする必要があります。

小規模保育事業施設、幼稚園の預かり保育においても、子どもの生活する場に格差をつくることのないよう、その運営にも市が責任をもって、認可保育所と同様の環境を整えなくてはなりません。

また、保育士不足は深刻です。待機児童解消のための大きな足かせにもなっています。保育士不足の改善のために、その根本原因である劣悪な処遇の改善は急務です。保育・教育の仕事が、働く者にとって働きがいのある仕事となるよう、公的責任のもとで保障すべきです。

子どもの権利条約の理念に立ち返り、「すべての子どもの健やかな育ち」の保障と、保護者にとって安心できる子どもの育ち環境づくり、職員にとってやりがいをもって働き続けることができる仕事の実現を求めて、以下について請願いたします。

請願団体

福岡市保育団体連絡会

福岡市中央区渡辺通5丁目1-26-307

(TEL・FAX 092-781-1995)